

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会  
青森県実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

### (事務所)

第2条 実行委員会の事務所を青森県国スポ・障スポ局内に置く。

### (目的)

第3条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）を開催するために必要な準備及び大会の運営に関する事業を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び関係競技団体並びにその他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (2) 競技及び式典の企画運営に関すること。
- (3) 歓迎案内に関すること。
- (4) 広報及び報道に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

### (委員)

第5条 実行委員会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 県、会場地市町及び関係市町村並びに関係機関の役職員(特別職を含む)
- (2) スポーツ団体、競技団体及び関係団体の代表者又は役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催に関係のある者

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任)

第7条 会長は、青森県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。
- 4 監事は、財務を監査する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、会務について助言する。

(任期)

第10条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合においては、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 前項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 常任委員会

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となり、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 大会の開催基本方針に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他重要な事項に関する事。
- 3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、必要に応じて会長が招集し、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 総会を召集するいとまがない場合で、かつ、緊急を要する事項に関する事。
  - (2) その他、会長が必要と認めた事項に関する事。
- 3 会長は、前項の規定により常任委員会が決定した事項について、これを総会に報告しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、常任委員会の議事について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）の権限に属する事項について、総会等を招集するいとまがないときは、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

## 第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この会則は、令和5年12月11日から施行し、大会に関する一切の責務を完了したときをもってその効力を失う。
- 2 第17条の規定にかかわらず、実行委員会設立当初の会計年度は、施行の日から令和6年3月31日までとする。